西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

◇ 告 示

0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	
0	道路の供用開始【建設局総務部管理課】	3
O	是如 少 厌用所知 【建议问心切即旨经际】	4
0	道路の区域決定【建設局総務部管理課】	5
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	
0	道路の供用開始【建設局総務部管理課】	7
0	河川工事の完了【建設局河川部水環境課】	1 8
		2 2
0	河川工事の実施(2件)【建設局河川部水環境課】	2 3
0	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害	
0	者支援課】 徴収事務の委託 (4件) 【建設局公園緑地部公園管理課】	2 7
0	北九州広域都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】	2 8
O	北九州四域市市西西西沙支史【建议市西西城市市城域珠】	3 2
	◇ 訓 令	
0	北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築	
	部電気設備課】	3 3
	◇消防局	
0	北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【消防局総務	
	部人事課】	3 4

◇ 教育委員会

 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築 部電気設備課】

3 3

北九州市告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 0 0	200号	前	北九州市八幡西区黒崎三丁 目42番8から 北九州市八幡西区大字野面 269番3地先まで	11. 0 ~ 46. 4	14, 501. 0
		後	北九州市八幡西区筒井町3 番1地先から 北九州市八幡西区大字野面 269番3地先まで	10.6 ~ 51.3	14, 609. 5

北九州市告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり平成30年3月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 0 0	200号	北九州市八幡西区筒井町3番1地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで

北九州市告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 8 1	吉志 2 4 0 号 線	門司区吉志五丁目1194番 4地先から 門司区吉志五丁目1177番 2地先まで	6.0	100.9
1 3 0 2	上吉田 15号 線	小倉南区上吉田一丁目817 番3地先から 小倉南区上吉田一丁目832 番2地先まで	2. 1 ~ 5. 1	280.9
2894	徳力 2 8 号線	小倉南区大字徳力733番1 6地先から 小倉南区徳力二丁目725番 5地先まで	4.3 ~ 7.2	181.8
3 8 7 2	塩屋1 75号 線	若松区大字塩屋35番2から 若松区大字塩屋34番まで	6.0	57.1
2000	中央尾 倉1号線	八幡東区春の町五丁目16番 18地先から 八幡東区東田二丁目2番12 4地先まで	2. 1 ~ 14. 4	365.9
2 1 0 2	西本町 38号	八幡東区西本町三丁目7番地 先から	4.0 ~	50.7

	線	八幡東区西本町三丁目3番1 地先まで	6.0	
2 1 0 4	山路 2	八幡東区山路二丁目1237	2.9	73.9
	0 号線	番1地先から	\sim	
		八幡東区山路二丁目1242	3. 9	
		番12地先まで		
2 1 0 5	山路 2	八幡東区山路二丁目1242	2.9	52.5
	1 号線	番5地先から	\sim	
		八幡東区山路二丁目1245	3.6	
		番1地先まで		
2 1 0 6	山路 2	八幡東区山路二丁目1242	2.9	58.1
	2号線	番12地先から	\sim	
		八幡東区山路二丁目1245	3.3	
		番5地先まで		
6 6 1 1	香月西	八幡西区香月西二丁目179	5.9	121.5
	1 7 号	6番3地先から	\sim	
	線	八幡西区香月西二丁目184	6.8	
		9番3地先まで		
6 6 1 2	香月西	八幡西区香月西二丁目183	5.9	127.0
	18号	9番4地先から	\sim	
	線	八幡西区香月西二丁目181	6.3	
		3番1地先まで		

北九州市告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 3 3	社ノ木 上藤松 1号線	前	門司区社ノ木一丁目2番1 地先から 門司区上藤松一丁目147 4番5地先まで	7. 5 ~ 15. 2	1, 755. 6
		後	門司区社ノ木一丁目2番1 地先から 門司区上藤松一丁目147 4番5地先まで	7. 5 ~ 15. 2	1, 754. 1
1 1 2 7	稲積 2 号線	前	門司区稲積一丁目9番8地 先から 門司区稲積一丁目1番1地 先まで	5. 5 ~ 7. 0	346.7
		後	門司区稲積一丁目9番8地 先から 門司区稲積一丁目1番1地 先まで	5. 5 ~ 7. 0	346.8
1 4 7 9	吉志108号線	前	門司区大字吉志1190番 1地先から 門司区大字吉志1194番 地先まで	1. 0 ~ 4. 4	129.9

	後	門司区大字吉志1190番 1地先から	1.0 ~	104.5
		門司区吉志五丁目1194	6.0	
		番9地先まで		
1510 吉志1	前	門司区大字吉志1102番	6.5	782. 1
3 9 号		6地先から	~	
		門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで	13.1	
		門司区大字吉志1102番	6.5	782. 1
		6 地先から	\sim	
		門司区大字吉志1231番	13. 1	
		1 地先まで		
7 0 9 字佐町	前	小倉北区宇佐町一丁目20	5.3	953.7
大畠 1		8番11地先から	~	
号線		小倉北区大畠二丁目891	55.9	
		番8地先まで		
	後	小倉北区宇佐町一丁目20 8番11地先から	5. 3	953. 7
		小倉北区大畠二丁目891	55.9	
		番8地先まで		
7 4 6 下到津	前	小倉北区下到津一丁目14	2.6	771.8
都1号		7番5地先から	\sim	
線		小倉北区都一丁目1094	15.9	
		番2地先まで		
	後	小倉北区下到津四丁目14	2.6	770.9
		7番5地先から	~	
		小倉北区都一丁目1094 番2地先まで	15.9	
1301 宇佐町	前	小倉北区宇佐町一丁目21	2.1	232.6
1 号線		4番1地先から	\sim	
		小倉北区宇佐町一丁目16	6.0	
		7番21地先まで		

		後	小倉北区宇佐町一丁目21	2. 1	232. 2
			4番1地先から	\sim	
			小倉北区宇佐町一丁目16	6.0	
			7番21地先まで		
1 9 9 2	山門町	前	小倉北区山門町455番2	1.2	136.0
	5 号線		地先から	\sim	
			小倉北区山門町452番1	9.8	
			地先まで		
		後	小倉北区山門町455番2	1.2	135.2
			地先から	\sim	
			小倉北区山門町475番1	9.8	
			地先まで		
2887	徳力2	前	小倉南区大字徳力710番	2.3	141.0
	1号線		1地先から	\sim	
			小倉南区大字徳力925番	8.4	
			4 1 地先まで		
		後	小倉南区徳力二丁目710	2.3	141.4
			番7地先から	~	
			小倉南区大字徳力925番	6.2	
			4 1 地先まで		
2888	徳力 2	前	小倉南区大字徳力701番	1.9	409.4
	2 号線	,,,,	3 地先から	\sim	
			小倉南区大字徳力917番	7.3	
			地先まで		
		後	小倉南区大字徳力701番	1.9	407.0
		~ -	3 地先から	\sim	
			小倉南区大字徳力917番	6. 1	
			地先まで		
2894	徳力 2	前	小倉南区大字徳力733番	4.3	109.7
	8 号線	13.3	16地先から	\sim	
			小倉南区大字徳力723番	6.5	
			1 地先まで		
1					

1	_				
		後	小倉南区大字徳力733番 16地先から	4. 3 ~	181.8
			小倉南区徳力二丁目725 番5地先まで	7.2	
3 5 8 8	沼緑町 15号 線	前	小倉南区葛原東二丁目11 97番地先から 小倉南区沼緑町三丁目59	1. 2 ~ 7. 1	496.8
	N/A		8番5地先まで		
		後	小倉南区葛原東二丁目11 97番地先から	1. 2 ~	496.5
			小倉南区沼緑町三丁目59 8番5地先まで	7. 1	
5 1 5 5	徳力 8 9 号線	前	小倉南区徳力二丁目706 番2地先から	4.0 ~	63.6
			小倉南区徳力二丁目728 番1地先まで	6. 1	
	_	後	小倉南区徳力二丁目706 番2地先から	4.0 ~	63.6
			小倉南区徳力二丁目728 番1地先まで	6.3	
5 1 9 7	上吉田 9 1 号	前	小倉南区上吉田一丁目90 1番2地先から	5.0	105. 7
	線		小倉南区上吉田一丁目91 2番4地先まで		
		後	小倉南区上吉田一丁目90 1番2地先から	5. 0 ~	105. 3
			小倉南区上吉田一丁目91 2番4地先まで	5. 3	
5 6 5 2	上吉田 9 6 号	前	小倉南区上吉田一丁目 9 1 3番4地先から	6.0	87. 5
	線		小倉南区上吉田一丁目91 6番14地先まで		

	Ê		小倉南区上吉田一丁目91	6.0	88.0
			3番4地先から 小倉南区上吉田一丁目91 6番14地先まで		
3 0 7 1	本町3 f 1号線	前	若松区本町三丁目548番 61地先から	2. 5 ~	119.9
			若松区本町三丁目571番 1地先まで	5. 1	
	Ê	发	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番	3. 2 ~ 5. 1	120.5
			1地先まで	5.1	
3 0 7 8	本町3 i 8号線	ίj	若松区本町三丁目 5 6 3 番 地先から	7. 1 ~	146. 2
			若松区本町三丁目616番 3地先まで	7.7	
	往	发	若松区本町三丁目 5 6 3 番 地先から	7. 1 ~	146. 2
			若松区本町三丁目616番 3地先まで	7.7	
3 1 6 3	用勺町 前 11号	ή	若松区用勺町10番1地先 から	5. 5 ~	382. 3
Ä	線		若松区用勺町4番7地先ま で	6.1	
	往	发	若松区用勺町10番1地先 から	5.5 ~	382. 3
			若松区用勺町4番7地先ま で	6. 1	
	用勺町 前 26号	ίj	若松区用勺町21番3地先 から	3. 1 ~	212. 0
Ä	線		若松区用勺町17番5地先 まで	6.4	

1					
		後	若松区用勺町21番3地先から	2.8 ~	213. 1
			^{//・5} 若松区用勺町17番5地先	6.4	
			まで		
5 0 1	中央桃	前	八幡東区中央二丁目30番	14.5	3, 059. 5
	園 1 号		2地先から	\sim	
	線		八幡東区桃園四丁目2番地	34.2	
			先まで 		
		後	八幡東区中央二丁目30番	14.5	3,060.7
			2地先から	~	
			八幡東区桃園四丁目2番地 先まで	34. 2	
7.0.0	古の町	24.		4 0	070 0
7 0 8	宮の町 小熊野	前	八幡東区宮の町一丁目10 31番1地先から	4. 0 ~	973.3
	1 号線		八幡東区大字小熊野133	13.1	
	_ 0 ///31		6番地先まで		
			 八幡東区宮の町一丁目10	4.0	973.3
			31番1地先から	\sim	
			八幡東区大字小熊野133	13.1	
			6番地先まで		
1 0 0 6	西本町	前	八幡東区西本町三丁目3番	5.4	130.0
	3 7 号		8地先から	\sim	
	線		八幡東区西本町三丁目4番	9.5	
			1 4 地先まで		
		後	八幡東区西本町三丁目3番	5.4	130.0
			1地先から	\sim	
			八幡東区西本町三丁目4番 14地先まで	9.5	
1 5 0 1	Ⅲ → Ⅲ	24.		11 -	COO 4
1 5 3 1	西本町 10号	前	八幡東区西本町一丁目19 番4地先から	11. 5 ~	608.4
	A		価 4 地元から 八幡東区西本町三丁目 5 番	30.0	
			2 2 地先まで		
1			I	1	

	1		,	
	後	八幡東区西本町一丁目19	11.5	609.4
		番4地先から	\sim	
		八幡東区西本町三丁目5番	30.6	
		22地先まで		
1705 帆柱4	前	八幡東区帆柱一丁目155	2.4	187. 1
号線		3番1地先から	\sim	
		八幡東区帆柱一丁目154	10.6	
		5番61地先まで		
	後	八幡東区帆柱一丁目155	2.4	186. 7
		3番1地先から	~	
		八幡東区帆柱一丁目154	6.5	
		5番61地先まで		
1855山路2	前	八幡東区山路二丁目133	1.0	111.5
号線		0番1地先から	~	
		八幡東区山路二丁目130	3.7	
		6番2地先まで		
	後	八幡東区山路二丁目123	1.0	112.1
		7番6地先から	~	
		八幡東区山路二丁目130	3.7	
		6番2地先まで		
1859山路6	前	八幡東区山路二丁目123	0.5	195. 3
号線		5番地先から	~	
		八幡東区山路二丁目129	4.5	
		0番地先まで		
	後	八幡東区山路二丁目123	0.5	192.9
		5番地先から	~	
		八幡東区山路二丁目129	4.5	
		0番地先まで		
7 1 9 香月 8	前	八幡西区大字香月2173	7.4	284. 1
号線		番4地先から	\sim	
		八幡西区大字香月1871	14.3	
		番 4 地先まで		
				ļ

1 1	-				
		後	八幡西区大字香月2173	7.4	284. 1
			番4地先から	\sim	
			八幡西区大字香月1871	14.3	
			番4地先まで		
7 3 4	光明 1	前	八幡西区光明二丁目10番	15.8	502.1
	号線		12地先から	~	
			八幡西区光明二丁目4番3	16.3	
			地先まで		
		後	八幡西区光明二丁目10番	15.8	501.7
			12地先から	~	
			八幡西区光明二丁目4番3	16.0	
			地先まで		
1 1 4 1	浅川台	前	八幡西区大字浅川795番	8.5	177. 1
	3 号線		7 地先から	\sim	
			八幡西区浅川台一丁目79	10.9	
			6番88地先まで		
	-	後	八幡西区大字浅川795番	8.5	177. 1
			 7 地先から	\sim	
			 八幡西区浅川台一丁目79	10.9	
			6番88地先まで		
1 1 4 2	浅川台	前	八幡西区大字浅川796番	4.3	223. 1
	4 号線		 7地先から	~	
			 八幡西区浅川台一丁目79	16. 2	
			6番40地先まで		
			 八幡西区浅川台一丁目79	4.3	223. 5
			6番9地先から	\sim	
			 八幡西区浅川台一丁目79	6.0	
			6番40地先まで		
2 2 9 3	香月2	 前	八幡西区大字香月2194	2.7	269. 2
	35号	14.4	番 6 地先から	$\left \begin{array}{c} -1 & -1 \\ -1 & -1 \end{array}\right $	
	線		八幡西区大字香月1815	6.2	
	- ·		番 2 地先まで		

	後	八幡西区大字香月2194 番6地先から	2.7	269.6
			C 0	
		八幡西区大字香月1815	6.2	
		番2地先まで		
2547 熊手1	前	八幡西区熊手一丁目76番	5.9	188.3
号線		地先から	\sim	
		八幡西区熊手一丁目6番地	7.3	
		先まで		
	後	八幡西区熊手一丁目76番	5. 9	187.7
		地先から	\sim	
		八幡西区熊手一丁目6番地	7.3	
		先まで		
2551熊手5	前	 八幡西区熊手二丁目18番	9.7	136.7
号線	13.3	1 地先から	~	100.
		八幡西区熊手二丁目109	9.8	
		番地先まで		
	44.		0 5	107.0
	後	八幡西区熊手二丁目18番	9.5	137. 2
		1地先から	\sim	
		八幡西区熊手二丁目109	9.9	
		番地先まで		
2552 熊手6	前	八幡西区熊手二丁目61番	1.4	57.8
号線		地先から	\sim	
		八幡西区熊手二丁目66番	2.0	
		地先まで		
	後	八幡西区熊手二丁目61番	1.4	58.1
		地先から	\sim	
		八幡西区熊手二丁目64番	2.0	
		1地先まで		
2553熊手7	前	八幡西区熊手二丁目18番	5.9	95.7
号線		4 地先から	\sim	
		八幡西区熊手二丁目39番	9.0	
		地先まで		
	I	I		

	後	八幡西区熊手二丁目18番	5.8	95.7
		4 地先から	\sim	
		八幡西区熊手二丁目39番	9.1	
		地先まで		
2555熊手9	前	八幡西区熊手二丁目16番	6.1	229.8
号線		10地先から	~	
		八幡西区熊手二丁目96番	8.4	
		地先まで		
	後	│ │八幡西区熊手二丁目16番	6. 2	230. 7
		 10地先から	~	
		 八幡西区熊手二丁目95番	8.9	
		地先まで		
2582黒崎4	前	八幡西区黒崎一丁目1番7	9. 7	96. 3
号線	,,,,	地先から	\sim	
		八幡西区黒崎一丁目10番	15.9	
		1 2 地先まで		
		│ │八幡西区黒崎一丁目1番7	9.7	96. 3
		地先から	\sim	30. 5
		八幡西区黒崎一丁目10番	15. 9	
		1 2 地先まで	10.3	
	\/.		0.0	
2930 光明1	前	八幡西区光明二丁目5番2	6.0	50.4
1 号線		地先から		
		八幡西区光明二丁目4番5		
		地先まで		
	後	八幡西区光明二丁目5番2	6.0	50.2
		地先から		
		八幡西区光明二丁目4番5		
		地先まで		
5086 丸尾町	前	八幡西区丸尾町7番32地	5.9	141.5
2 号線		先から	\sim	
		八幡西区丸尾町6番9地先	6.1	
		まで		
1	I	I	ı l	I

後	八幡西区丸尾町7番32地	5.9	141.5
	先から	\sim	
	八幡西区丸尾町6番9地先	6.1	
	まで		

北九州市告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり平成30年3月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

四水石寸	T	
整理番号	路線名	供用開始の区間
7 3 3	社ノ木上 藤松1号 線	門司区社ノ木一丁目2番1地先から門司区上藤松一丁目1474番5地先まで
1 1 2 7	稲積2号	門司区稲積一丁目 9 番 8 地先から 門司区稲積一丁目 1 番 1 地先まで
1 4 7 9	吉志 1 0 8 号線	門司区大字吉志1190番1地先から 門司区吉志五丁目1194番9地先まで
1 5 1 0	吉志 1 3 9 号線	門司区大字吉志1102番6地先から 門司区大字吉志1231番1地先まで
3 2 8 1	吉志 2 4 0 号線	門司区吉志五丁目1194番4地先から 門司区吉志五丁目1177番2地先まで
7 0 9	宇佐町大 畠1号線	小倉北区宇佐町一丁目208番11地先から 小倉北区大畠二丁目891番8地先まで
7 4 6	下到津都 1号線	小倉北区下到津四丁目147番5地先から 小倉北区都一丁目1094番2地先まで
1 3 0 1	宇佐町1号線	小倉北区宇佐町一丁目214番1地先から 小倉北区宇佐町一丁目167番21地先まで
1 9 9 2	山門町 5 号線	小倉北区山門町455番2地先から 小倉北区山門町475番1地先まで

1 3 0 2	上吉田 1 5 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 1 7番3地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 2番2地先まで
2887	徳力 2 1 号線	小倉南区徳力二丁目710番7地先から 小倉南区大字徳力925番41地先まで
2888	徳力 2 2 号線	小倉南区大字徳力701番3地先から 小倉南区大字徳力917番地先まで
2 8 9 4	徳力28 号線	小倉南区大字徳力733番16地先から 小倉南区徳力二丁目725番5地先まで
3 5 8 8	沼緑町1 5号線	小倉南区葛原東二丁目1197番地先から 小倉南区沼緑町三丁目598番5地先まで
5 1 5 5	徳力89 号線	小倉南区徳力二丁目706番2地先から 小倉南区徳力二丁目728番1地先まで
5 1 9 7	上吉田 9 1 号線	小倉南区上吉田一丁目901番2地先から 小倉南区上吉田一丁目912番4地先まで
5 6 5 2	上吉田 9 6 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 1 3 番 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 6 番 1 4 地先まで
3 0 7 1	本町31 号線	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで
3 0 7 8	本町38 号線	若松区本町三丁目 5 6 3 番地先から 若松区本町三丁目 6 1 6 番 3 地先まで
3 1 6 3	用勺町1 1号線	若松区用勺町10番1地先から 若松区用勺町4番7地先まで
3 1 7 7	用勺町 2 6 号線	若松区用勺町21番3地先から 若松区用勺町17番5地先まで
3 8 7 2	塩屋17 5号線	若松区大字塩屋 3 5 番 2 から 若松区大字塩屋 3 4 番まで
5 0 1	中央桃園 1号線	八幡東区中央二丁目30番2地先から 八幡東区桃園四丁目2番地先まで

7 0 8	宮の町小 熊野1号 線	八幡東区宮の町一丁目1031番1地先から 八幡東区大字小熊野1336番地先まで
1 0 0 6	西本町 3 7 号線	八幡東区西本町三丁目3番1地先から 八幡東区西本町三丁目4番14地先まで
1 5 3 1	西本町 1 0 号線	八幡東区西本町一丁目19番4地先から 八幡東区西本町三丁目5番22地先まで
1 7 0 5	帆柱4号線	八幡東区帆柱一丁目1553番1地先から 八幡東区帆柱一丁目1545番61地先まで
1 8 5 5	山路2号線	八幡東区山路二丁目1237番6地先から 八幡東区山路二丁目1306番2地先まで
1859	山路6号線	八幡東区山路二丁目1235番地先から 八幡東区山路二丁目1290番地先まで
2 0 0 0	中央尾倉1号線	八幡東区春の町五丁目16番18地先から 八幡東区東田二丁目2番124地先まで
2 1 0 2	西本町 3 8 号線	八幡東区西本町三丁目7番地先から 八幡東区西本町三丁目3番1地先まで
2 1 0 4	山路 2 0 号線	八幡東区山路二丁目1237番1地先から 八幡東区山路二丁目1242番12地先まで
2 1 0 5	山路 2 1 号線	八幡東区山路二丁目1242番5地先から 八幡東区山路二丁目1245番1地先まで
2 1 0 6	山路 2 2 号線	八幡東区山路二丁目1242番12地先から 八幡東区山路二丁目1245番5地先まで
7 3 4	光明 1 号 線	八幡西区光明二丁目10番12地先から 八幡西区光明二丁目4番3地先まで
1 1 4 1	浅川台3号線	八幡西区大字浅川795番7地先から 八幡西区浅川台一丁目796番88地先まで

1 1 4 2	浅川台4号線	八幡西区浅川台一丁目796番9地先から 八幡西区浅川台一丁目796番40地先まで
2 2 9 3	香月23 5号線	八幡西区大字香月2194番6地先から 八幡西区大字香月1815番2地先まで
2 5 4 7	熊手1号	八幡西区熊手一丁目76番地先から 八幡西区熊手一丁目6番地先まで
2 5 5 1	熊手5号	八幡西区熊手二丁目18番1地先から 八幡西区熊手二丁目109番地先まで
2 5 5 2	熊手6号	八幡西区熊手二丁目 6 1 番地先から 八幡西区熊手二丁目 6 4 番 1 地先まで
2 5 5 3	熊手7号線	八幡西区熊手二丁目18番4地先から 八幡西区熊手二丁目39番地先まで
2 5 5 5	熊手9号線	八幡西区熊手二丁目16番10地先から 八幡西区熊手二丁目95番地先まで
2 5 8 2	黒崎 4 号線	八幡西区黒崎一丁目1番7地先から 八幡西区黒崎一丁目10番12地先まで
2 9 3 0	光明 1 1 号線	八幡西区光明二丁目 5 番 2 地先から 八幡西区光明二丁目 4 番 5 地先まで
5086	丸尾町 2 号線	八幡西区丸尾町7番32地先から 八幡西区丸尾町6番9地先まで
6 6 1 1	香月西1 7号線	八幡西区香月西二丁目1796番3地先から 八幡西区香月西二丁目1849番3地先まで
6 6 1 2	香月西 1 8 号線	八幡西区香月西二丁目1839番4地先から 八幡西区香月西二丁目1813番1地先まで

北九州市告示第84号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の3第1項の規定による河川工事を完了したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

名称		区間					
1 4 你	区分	上流端	下流端	延長(m)			
	左岸	北九州市八幡西区					
		大膳二丁目956	 北 九 州 市 八 幡 西 区				
一級河川		番4地先	夕原町23番1地	5, 100			
新々堀川	右岸	北九州市八幡西区	夕原町 2 3 番 1 地 先本城橋	3, 100			
		大膳二丁目23番					
		地先					

- 2 河川工事の内容
 - 都市基盤河川改修事業
- 3 河川工事の完了の日平成30年3月15日

北九州市告示第85号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の3第1項の規定により河川工事を実施するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

夕新			区間	
名称 	区分	上流端	下流端	延長(m)
	左岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	
		大字笹田1049	大字野面1247	
一級河川		番3地先	番 2 地先	1, 770
笹尾川	右岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	1, 7, 7, 0
		大字笹田980番	野面二丁目228	
		6 地先	4番2地先	
	左岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	
		金剛一丁目161	野面二丁目243	
一級河川		5番11地先	1番2地先	1, 440
金剛川	右岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	1, 440
		金剛一丁目161	楠橋南三丁目24	
		4番2地先	32番2地先	
	左岸	北九州市若松区高	北九州市若松区大	
		須東三丁目5番地	字払川39番1地	
一級河川		101地先	先	4, 350
江川	右岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	4, 000
		大字浅川659番	御開五丁目379	
		1 地先	5番6地先	
	左岸	北九州市八幡西区		
		大字市瀬134番		
二級河川		1 地先	河口	7, 272
割子川	右岸	北九州市八幡西区	I. J. H	, , , , , ,
		市瀬140番1地		
		先		
二級河川	左岸	北九州市小倉北区	北九州市小倉北区	2,800
板櫃川		上到津二丁目40	西港町2番2地先	2, 000

		番 2 地先		
	右岸	北九州市小倉北区		
		真鶴一丁目276		
		番3地先		
<u> </u>	左岸	北九州市小倉南区		
二級河川	右岸	横代北町二丁目8	河口	6, 245
竹馬川		62番3地先		
	左岸	北九州市小倉南区		
		大字貫1788番		
二級河川		3 地先	河口	4 1 9 0
貫川	右岸	北九州市小倉南区	1 ^H	4, 130
		大字貫1812番		
		2 地先		
	左岸	北九州市八幡西区		
		町上津役東二丁目		
二級河川		2114番5地先	一級河川新々堀川	8,000
金山川	右岸	北九州市八幡西区	への合流点	8,000
		町上津役東一丁目		
		1859番1地先		
	左岸	北九州市小倉北区		
	右岸	中島二丁目458	河口	2, 200
二級河川		番11地先貴船橋		
一級的川 紫川	左岸	北九州市小倉南区	北九州市小倉南区	
芥川	右岸	大字高津尾553	徳力七丁目593	1, 500
		番 3 地先二級河川	番 5 地先桜橋	1, 500
		東谷川への合流点		
	左岸	北九州市門司区大		
		字吉志179番地		
二級河川		先	河口	2, 665
相割川	右岸	北九州市門司区大	1 ^{ru} H	2,000
		字吉志183番地		
		先		
二級河川	左岸	北九州市小倉北区	二級河川紫川への	0 7 0 0
神嶽川		三郎丸二丁目18	合流点	2, 780

		9番16地先		
	右岸	北九州市小倉北区		
		熊本四丁目132		
		8番2地先		
(派川)	左岸	二級河川神嶽川か	北九州市小倉北区	
二級河川	右岸	らの分派点	末広一丁目233	1, 240
砂津川			地先砂津大橋	
二級河川	左岸	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区	
	右岸	西鳴水二丁目55	大字熊手2714	2, 853
1段 川		番 4 地先鳴水橋	番1地先橋梁	
	左岸	北九州市小倉南区		
		大字志井1629		
二級河川		番4地先	二級河川紫川への	2 4 9 0
志井川	右岸	北九州市小倉南区	合流点	3, 480
		大字志井1700		
		番3地先		

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

北九州市告示第86号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の3第1項の規定により河川工事を実施するので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

名称	区間			
1 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区分	上流端	下流端	延長(m)
	左岸	北九州市八幡東区	北九州市小倉北区	
		大字大蔵2123	上到津二丁目40	
二級河川		番11地先	番 2 地先	
板櫃川	右岸	北九州市八幡東区	北九州市小倉北区	6, 493
		大字大蔵2123	真鶴一丁目276	
		番11地先	番3地先	

2 河川工事の内容

統合河川環境整備事業

3 河川工事の期間

平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

北九州市告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)第46条第2項の規定による指定障害 福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により 次のとおり告示する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者(生活介護)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
リーフ	社会福祉法人晴風会	特定無し	4017800519
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区木町四		
木町四丁目13番	丁目13番6号		
6 号	理事長 柴田 晃		

(2) 指定障害福祉サービス事業者 (就労継続支援 B型)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
リーフ	社会福祉法人晴風会	特定無し	4017800519
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区木町四		
木町四丁目13番	丁目13番6号		
6 号	理事長 柴田 晃		

2 事業廃止年月日

平成30年1月31日

北九州市告示第88号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受	委 託 期 間	
名 称	住所	女 化 朔 间
朝日建物管理株式会社	北九州市小倉北区大門	平成30年4月1日か
九州支店	二丁目1番8号	ら平成31年3月31
		日まで

北九州市告示第89号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立萩ケ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受	委 託 期 間	
名称	住所	女 記 朔 间
株式会社コナミスポー	東京都品川区東品川四	平成30年4月1日か
ツクラブ	丁目10番1号	ら平成31年3月31
		日まで

北九州市告示第90号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名称	住所	女 記 朔 间
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野	平成30年4月1日か
	二丁目11番1号	ら平成31年3月31
		日まで

北九州市告示第91号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		-
名称	住所	女 記 朔 间
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野	平成30年4月1日か
	二丁目11番1号	ら平成31年3月31
		日まで

北九州市告示第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類 公園
- 2 都市計画を変更する都市計画の名称 6・5・3号 桃園公園
- 3 都市計画を変更する土地の区域 変更する部分 北九州市八幡東区桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目
- 4 縦覧場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市訓令第1号 北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成30年3月29日

> 北九州市長 北 橋 健 治 北九州市教育委員会 教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程(昭和42年 北九州市教育委員会訓令第1号

の一部を次のように改正する。

第1条中「及び病院局」を「、病院局及び公営競技局」に改める。 付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成30年3月29日

北九州市消防長 土 田 久 好

北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令 北九州市消防職員出勤簿処理規程(昭和44年北九州市消防局訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条以下」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。